

並に中央委員會の決議の範圍に於て本同盟の事務を執行するものとす

第四章 役員

第十四條 本同盟は左の役員を置く

会長一名 理事一名 会計一名 中央委員  
若干名 各部長若干名

第十五條 一、会長 主事 会計は大会に於て選舉す

二、中央委員は(一)全國的産業別組合三種以上別組合 地方的組合共各組合員數三千名以下千名に達する一及び別合を以て選出し 三十名以上は二名を増す更に一名を選出(二)地方聯合は各一名を選出(三)大会の承認を要す  
但し補缺選舉の場合に中央委員會並に次期大會に於て承認を承けるものとす  
三、中央執行委員は中央委員會に於て選舉す

第十五條 役員は有給又は無給とし 給料は中央委員會に於て定む

第五章 加盟及罰則

第十六條 本同盟に加盟せんとする組合は左の要件を具備し

一、本同盟の宗旨 綱領 規約を承認し  
二、百名以上の労働者を以て組織せり労働組合たること  
三、毎月定額の会費を納入し 大会及中央委員會の決議せる臨時費を負担し 且つ脱退及被脱退に際し財産上何等の請求を行はざること

第十七條 本同盟の収入及支出に關するは豫算決算は本同盟の承認を経る事を要す

第十八條 本同盟の会計年度は 自 一月より翌年 三月 までとし 但し大会開會年度の豫算決算は前年度の會計年度とす

第十八條 本同盟加盟組合に於て左の各項に於て該当するものは大会又は中央委員會の決議を以て除名其他の處を在すものとす

但し此の除名の決議は定員の三分の二以上の出席

のものとす

一、部員は中央委員會の推薦に依り

二、部員は中央委員會の推薦に依り

三、部員は中央委員會の推薦に依り

四、部員は中央委員會の推薦に依り

會計は本同盟の全額士族に徴収するものとす

五、部員は中央委員會の推薦に依り

中央執行委員は 会長 主事 会計と共に本同盟の決議並に事務の遂行を任ずるものとす

部員は第三條の各節の事務を分擔處理するものとす

を要し 且つ三分の二以上の出席を要し 且つ三分の二以上の同意を以て決す  
一、第三條第一項に違反したる場合  
二、第三條第三項の義務を履行せざる場合  
三、本同盟の規約に服せざる場合  
組合員は中央委員會に於て承認を要す

第六章 會計

第十九條 本同盟の経費は加盟組合に於て之を負担す

但し加盟組合は大会に於て承認す

第二十條 本同盟の収入及支出に關するは豫算決算は本同盟の承認を経る事を要す

第二十一條 本同盟の会計年度は 自 一月より翌年 三月 までとし 但し大会開會年度の豫算決算は前年度の會計年度とす